

様式第1号

指定管理者指定申請書

令和6年9月2日

長浜市長 浅見宣義 様

(申請者)

所在地 長浜市常喜町500番地1

団体名 西黒田ふるさと振興会議

代表者氏名 会長 片山 郁夫

電話 (62)0381

担当者名 事務局長 中村 正高

指定管理者の指定を受けたいので、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称 西黒田まちづくりセンター
本庄山村広場

2 添付書類

No.	申請書類	様式番号	部数	備考
			法人等	
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	正本4部	
2	事業計画書	様式第2号	正本4部	CD-Rでも提出
3	収支計画書	様式第3号 様式第3号 の2	正本4部	CD-Rでも提出
4	誓約書	様式第4号	正本4部	
5	団体概要書	様式第5号	正本4部	
6	法人等の定款、寄附行為、 規約、会則 その他これらに準ずるもの	-	正本4部	
7	登記事項証明書	-	正本4部	法人の場合に限る。

8	法人等の決算関係書類	—	正本4部	過去2年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、法人税確定申告書(別表1・4・5-(1))その他これらに準ずる書類を提出
9	法人等の予算関係書類	—	正本4部	直近の会計年度の事業計画書及び收支予算書を提出
10	納期が到来している国税等に未納がないことが分かる証明書	—	正本4部	法人格を有しない団体で税務申告を行った場合は、税務申告書控えの写し(直近2年分)を提出

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	西黒田まちづくりセンター 本庄山村広場
---------	------------------------

申請者	所在地	長浜市常喜町 500 番地 1
	団体名	西黒田ふるさと振興会議
	代表者氏名	会長 片山 郁夫

指定管理料提案額	令和7年度 : 14,672,000円
	令和8年度 : 14,672,000円
	令和9年度 : 14,672,000円
	令和10年度 : 14,672,000円
	令和11年度 : 14,672,000円

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	・西黒田ふるさと振興会議では、多様化する地域住民のニーズに対応し、特色あるまちづくりを進めていくために、住民活動を支援し推進していく。
(2) 施設条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	・行政と西黒田地区民による協働の取組を推進し、西黒田ふるさと振興会議として、必要な活動を進める。
(3) 施設条例第3条第3号に対する考え方や基本方針	・西黒田ふるさと振興会議では、地域住民の生涯学習の拠点施設として、地域課題や学習ニーズに即した施設運営を進める。
(4) 施設条例第3条第4号に対する考え方や基本方針	・地域課題に対する西黒田地区民の学習及び活動を支援し、西黒田ふるさと振興会議として、必要な活動を進める。
(5) 施設条例第3条第5号に対する考え方や基本方針	・西黒田地区の情報発信及び地区住民の人材を活用した学習の拠点づくりに努める。
(6) 施設の管理運営についての基本方針	・西黒田ふるさと振興会議では、地区住民1人ひとりの意見を大切にし、西黒田地区のための施設として、公平・公正な管理運営に努める。
(7) 指定管理者を希望する理由・目的	・西黒田ふるさと振興会議では、地域の将来像として「1人ひとりが共に楽しく、明るく喜びを重ねる西黒田」を掲げ、その具現化のために指定管理者として活動することを希望する。
(8) 施設の課題とその対応	・会議室が狭く、ホールを使用した会議が多くなるので、サークルなどの利用に制限ができる。イベント時の駐車場の確保が難しい。 ・会議の開催時間を考慮する。近隣の地主さんへの協力依頼をする。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	事業計画書のとおり
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に業務分担を確認し、各自が責任をもって業務にあたる。各事業では、内容を共有し協力して遂行する。 ・市内のまちづくりセンターが輪番で開催する「ほうれんそう会」に積極的に参加し、先進事例を学び研修を深める。 ・年1回先進地を視察し、課題にあった研修を深める。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者を考慮した施設内外の環境整備に努める。 ・各事業では、全戸にチラシを配布したり、町回覧のチラシを配布し、西黒田地区住民へ周知をはかる。また、定期的に広報紙を発行する。 ・事業の精選と事業内容の工夫を進め、自主的に参加しやすい事業を開催する。 ・年間で事業への参加人数1300人以上をめざす。
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> ・西黒田ふるさと振興会議の構成団体の中に、地域の住民団体や関係機関およびボランティア団体が所属しているため、事業や活動内容の共有があり、協力して取り組むことができる。 ・各団体の代表は、西黒田ふるさと振興会議の役員に就任していただいている。
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「西黒田ふれあいだより」を定期的に発行する。 ・イベントごとに事前にチラシを配布し、周知をはかる。 ・ホームページやフェイスブック、インスタグラムを活用する。 ・報道機関に情報を提供する。 ・掲示板や壁面、オープンスペースにサークル等の作品を展示し、施設利用者に紹介する。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体やサークルなど施設利用者の声をアンケートで聞き取り、利用促進に取り組む。 ・事業参加者へのアンケートや事業協力者との会話の中からニーズの把握に努める。
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの苦情や要望については、職員が内容を共有し、速やかに原因の解消に努める。 ・内容によっては必要に応じ、市当局と速やかに協議し対応する。 ・状況によっては、西黒田ふるさと振興会議の役員と協議して対応する。
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に広報紙を発行し、行事や事業やサークルの活動等の情報を発信する。 ・ホームページやフェイスブック等に活動の様子を紹介したり、イベントの案内を提示していく。 ・施設内外の環境美化と安全対策を継続して行う。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
-------------------------	-----------

6 その他【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画	事業計画書のとおり
--------------------	-----------

8 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none">・部屋ごとに設定温度を明示し、利用者に節電を呼びかける。・施設周辺の外灯は通常電源を遮断し、夜間に事業があるときのみ点灯する。・古紙利用やコピー用紙の裏面活用を実施する。
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none">・長浜市市民まちづくりセンター条例および長浜市山村広場条例の定める額に設定する。・市当局において、適切に設定されている。
(3) 休館日・開館時間の変更の考え方	<ul style="list-style-type: none">・長浜市市民まちづくりセンター条例および長浜市山村広場条例に従い、記載事項を遵守する。
(4) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<p>1 建築物の保守管理</p> <ul style="list-style-type: none">・外観点検 1回/月・落書き点検 1回/週・防火対象物定期点検 1回/年・建築物の定期点検 1回/3年 <p>2 建築設備等の保守管理</p> <ul style="list-style-type: none">・消防設備保守点検 2回/年・電灯設備点検 隨時・建築設備の定期点検 1回/年 <p>3 遊具の保守管理</p> <ul style="list-style-type: none">・遊具の点検 1回/月 専門業者による点検 1回/年・遊具周辺の維持管理 隨時・遊具周辺の清掃 隨時 <p>4 備品等の保守管理</p> <ul style="list-style-type: none">・備品の保守管理 備品台帳管理 隨時・ピアノの保守管理 隨時 メンテナンス 1回/年・消耗品の管理 隨時 <p>5 植栽の管理</p> <ul style="list-style-type: none">・樹木、植え込みの剪定作業 1回/年・除草作業 隨時・その他の植栽の維持管理 隨時

	<p>6 公用車の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 1回/月 ・日常点検 1回/日 <p>7 清掃業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の定期清掃 1回/週 ガラス磨き上げ 2回/年 ・トイレ清掃 1回/日 ・玄関の清掃 1回/日 ・事務所受付のガラス清掃 随時 ・ホール清掃 随時 ホール床面のワックスがけ 1回/年 ・施設周辺、駐車場、グラウンドの清掃 随時 ・本庄山村広場の清掃 トイレの清掃 1回/週 除草 3回/年 ・その他施設内外の清掃 随時 <p>8 除雪業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設玄関周辺、駐車場等の除雪 10cm以上の降雪時 隨時 <p>9 保安警備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安警備業務 通年 ・機械警備 通年 <p>10 駐車場管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の安全確保 隨時 ・迷惑駐車対策 隨時 <p>11 今後の修繕計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド ブランコ周辺の防護柵の設置 ・ホール、ホワイエの壁面修繕 ・研修室 床面の張替 ・工作室 入口ドアの修繕 ・玄関自動ドアの修繕 ・和室 疋の入れ替え
(5) 安全・安心への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月当初に全職員による安全点検を実施する。 ・施設点検や消防点検等は、確実に履行する。 ・定期的に消防訓練を実施する。
(6) 必要な有資格者の選任、配置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者講習甲種修了者1名を配置する。 ・所長は、令和5年に講習を修了している。

9 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、原則公開したり施設外へ持ち出すことを禁止する。 ・個人情報を破棄する場合は、シュレッダーで処理する。 ・業務上やむを得ず第三者に個人情報を提供する場合は、本人や保護者の同意を得る。 ・ウィルス対策ソフトを活用して、個人情報の流出を防止する。 ・個人情報の入った電子媒体の持ち出しを禁止する。
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内にはごみ箱を設置せず、施設利用者にごみの持ち帰りを周知する。 ・敷地内は、全面禁煙とする。 ・職員が出勤後に施設内外の清掃を行う。 ・敷地内の除草を随時実施する。 ・ペットボトルキャップの回収活動をする。

(3) 防災、防犯その他 緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画、危機管理マニュアルの作成と各種訓練を実施する。 年度当初に緊急連絡網を作成し、全職員に周知する 西黒田防災会の設立にむけて諸課題に取り組む。 避難所としての緊急対応の訓練を実施する。
--	---

10 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理 運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 西黒田地区は、数年後環境が大きく変化することが予想される。県道大野木志賀谷長浜線の拡幅改修事業・神田スマートインターチェンジの開設、それに伴う開発などがあり、地域住民としては、地域が発展し活性化することに大きな期待を寄せている。 現在西黒田ふるさと振興会議では、神田地区・六莊地区とともに、南長浜地域まちづくりを推進する会に参画し、さらに行行政主導の南長浜地域まちづくり共創会議と連携している。 西黒田ふるさと振興会議では、地域の開発を見守りながら、地域住民のニーズを聞き取り、それぞれの開発事業に反映させたいと考えている。また、県や市と連携しながら、事業の進捗状況を地区住民に情報発信していきたいと考えている。
(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> 西黒田地区は、農村地域でありながら近年休耕地が増えている状況である。そこで、休耕地を活用し、自主事業のひとつとして金太郎農園を継続して取り組みたい。 農業振興の観点から、長浜農業高校との連携やマルシェへの地域住民の参加を呼びかけたい。

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例（以下「施設条例」という。）第3条第1号に掲げる「市民主体の住みよく特色のあるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

○西黒田ふるさと振興会議では、多様化する地域住民のニーズに対応し、特色あるまちづくりを進めていくために、住民活動を支援し推進していく。

- 1 アンケートや面談の中で地域住民の意見を聞きとり、2019年に策定された「金太郎の里 西黒田」地域づくり計画 第2期10ヶ年計画を見直していく。
- 2 コロナ禍により、地域住民の考え方や生活スタイルが変化してきている状況を考え、西黒田ふるさと振興会議が開催する事業では、幼児から高齢者までの幅広い年代で参加体験型の事業内容を計画し遂行する。
- 3 西黒田ふるさと振興会議の事業活動や施設利用者の諸活動を中心に、多様な情報発信手段を使って地域住民に周知し、興味や関心をもってもらえる広報活動を充実させていく。
- 4 西黒田ふるさと振興会議の事業や活動では、構成員の負担を軽減するよう事業の精選や事業内容のスリム化をはかり、関係者の協力が得やすい環境を整備する。

(2) 施設条例第3条第2号に掲げる「市民と行政による協働の取組の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

○行政と西黒田地区民による協働の取組を推進し、西黒田ふるさと振興会議として、必要な活動を進める。

- 1 市当局における南長浜地区の開発計画にともない、西黒田地区も環境が変化していくことが予想される。地域住民のニーズが西黒田地区の発展や活性化に反映できるよう西黒田ふるさと振興会議が中心となって積極的に関わっていく。
- 2 西黒田地区の開発については、事業の進捗状況や開発計画などを様々な会合や広報活動で地区住民に周知していく。

(3) 施設条例第3条第3号に掲げる「生涯学習事業の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

○西黒田ふるさと振興会議では、地域住民の生涯学習の拠点施設として、地域課題や学習ニーズに即した施設運営を進める。

- 1 施設利用者が快く施設を利用してもらえるよう施設内外の清掃を徹底し、器具や備品等を充実させていく。
- 2 施設利用後のアンケートの実施や面談により、施設利用者のニーズの把握に努め、改善をはかる。

(4) 施設条例第3条第4号に掲げる「地域課題に対する住民の学習及び活動の支援」についての考え方や基本方針を提示してください（地域課題は明確に示してください）。

○地域課題に対する西黒田地区民の学習及び活動を支援し、西黒田ふるさと振興会議として、必要な活動を進める。

- 1 環境面では、県道大野木志賀谷長浜線の拡幅改修工事・児童生徒の登下校時の交通安全対策・土川の浚渫工事・横山縦走路の整備などが課題である。
- 2 安全環境部会では西黒田防災会の設立、体育文化部会では金太郎マップの作成、青少年健全育成会部会では西黒田子ども会連合会の組織の存続や子ども会事業の推進、地区社会福祉協議会部会では高齢者福祉や青少年の健全育成などが大きな課題となっている。
- 3 生活面では、利用しやすい公共交通機関がないこと、歴史遺産・文化財の保護、防災対策、農業振興などが課題である。
- 4 地域住民の生活が明るく豊かになる施設がほとんどないことが、若者や子育て世代の定住しにくい課題にもなっている。（図書館、福祉施設、憩いの広場、スポーツ公園、子ども広場、商業施設、屋内外の娯楽施設などがない。）また、企業の誘致がなく雇用確保が難しい状況にある。
- 5 上記の様々な課題は、西黒田ふるさと振興会議だけでは解決しない課題ばかりなので、行政や関係機関と連絡調整や要望を出しながら、少しづつ課題解決をはかる。
- 6 西黒田ふるさと振興会議より現状の課題を情報発信し、地区住民に支援や協力を呼びかけ、共通認識で課題解決にあたる。

(5) 施設条例第3条第5号に掲げる「地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくり」に対する考え方や基本方針を提示してください。

○西黒田地区の情報発信及び地区住民の人材を活用した学習の拠点づくりに努める。

- 1 西黒田地区の情報発信については、以下の内容を実施する。
 - ①広報紙「西黒田ふれあいだより」を年間6回以上発行する。
 - ②報道機関等へ事前または事後の情報提供をする。
 - ③ホームページ、フェイスブック等SNSを活用した情報発信をする。
 - ④事業開催前に、チラシや案内を全戸配布したり、組回覧のチラシを配布し地区住民に周知をはかる。
- 2 地区住民の人材を活用した学習の拠点づくりは、以下の内容を実施する。
 - ①夏休みを利用したわんぱく学習塾では、西黒田地区の児童に西黒田地区在住の教職員OBを講師に招き学習支援をしていただく。
 - ②神田認定こども園の園児、六荘認定こども園の園児、長浜南小学校の児童に金太郎絵画展の案内を配布し、作品募集をする。地元関係者に審査をしてもらう。
 - ③金太郎伝説・横山隧道物語など西黒田地区の文化や歴史を紙芝居や人形劇で講演していただき、地区住民の理解を深め地元のすばらしさを認識してもらう。

(6) 施設の設置目的をふまえて、施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

○西黒田ふるさと振興会議では、地区住民1人ひとりの意見を大切にし、西黒田地区のための施設として、公平・公正な管理運営に努める。

- 1 サークル・教室・講座・各種団体に対する施設の貸し出しを適正に行う。
- 2 本庄山村広場については、市民の体力向上及び福祉増進に寄与することから、主に地域行事やスポーツ団体への施設の貸し出しを適正に行う。この施設内の清掃等は委託事業とする。
- 3 西黒田まちづくりセンターは、乳幼児から高齢者まで地区住民が誰でも気軽に利用でき、また安心安全に利用できる施設として清掃美化や点検整備に努める。
- 4 施設点検や消防点検や警備保障等は、専門業者と委託契約を締結し、点検結果については関係機関と連携し速やかに対処する。

(7) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

○西黒田ふるさと振興会議では、地域の将来像として「1人ひとりが共に楽しく、明るく喜びを重ねる西黒田」を掲げ、その具現化のために指定管理者として活動することを希望する。

1 希望する理由

- ・西黒田ふるさと振興会議は、住民組織を協力団体とする広域住民自治組織となり、地域課題を解決するために様々な活動や事業を進めている。また、地区住民主体の住みよく特色あるまちづくりを進めたいと考えている。そこで、西黒田まちづくりセンターを拠点として、西黒田ふるさと振興会議が指定管理者になることを希望する。
- ・西黒田ふるさと振興会議は、長浜市市民自治基本条例の理念を尊重し、長浜市市民まちづくりセンター条例を遵守して活動を進めたいと考えている。

2 目的

- ・西黒田地区住民にとって、住みやすく特色のあるまちづくりをする。
- ・現在進行している南長浜地域開発に継続して積極的に参画していく。
- ・乳幼児から高齢者まで1人ひとりのニーズにあったまちづくりを進める。
- ・様々な地域課題を行政や関係機関と連携して解決する。

(8) 施設の課題とその対応について提示してください。

○会議室が狭く、ホールを使用した会議が多くなるので、サークルなどの利用に制限がある。

- ・できるだけ会議の回数を減らしたり、召集人数を変更して対応する。
- ・会議の時間が短くなるよう設定する。

○イベント開催時の駐車場の確保が難しい。

- ・イベント時には、西黒田を守る会に駐車場の誘導や整理のお世話になり、路上駐車のないように活動してもらう。
- ・イベント時は、施設内の駐車場が使用できないことがあり、施設近隣の地主さんや企業の駐車場を借用する。
- ・イベントによっては、来場者が多く乗り合いでの参加をお願いする。

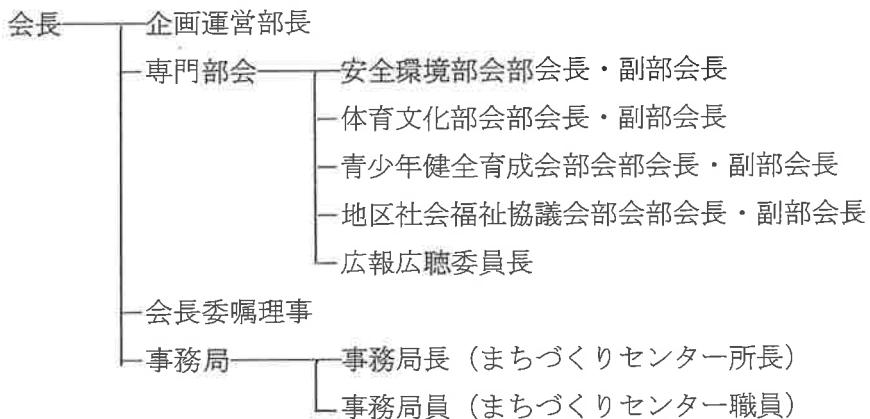
○まちづくりセンターは平成24年3月に竣工されているので、外壁の塗装や修繕の必要がでている。

- ・高額の経費が必要なので、市当局へ要望していく。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。



(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
所長	総括事業推進	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30-17:15
職員 A	企画事業推進		常勤	通常勤務 8:30-17:15
職員 B	経理事業推進		常勤	通常勤務 8:30-17:15
職員 C	企画事業推進		常勤	通常勤務 8:30-17:15
職員 D	夜間警備		非常勤	通常勤務 17:15-21:30
職員 E	夜間警備		非常勤	通常勤務 17:15-21:30

(職員の採用計画)

- ・所長、職員 A、職員 B、職員 C は、単年度雇用契約を更新する。
- ・職員 D、職員 E については、可能な限り単年度雇用契約を更新する。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

- ・年度当初に業務分担を確認し、各自が責任をもって業務にあたる。各事業では、内容を共有し協力して遂行する。
- ・市内のまちづくりセンターが輪番で開催する「ほうれんそう会」に積極的に参加し、先進事例を学び研修を深める。
- ・年1回先進地を視察し、課題にあった研修を深める。
- ・行政や事業に係る研修会に必要に応じ参加する。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

- ・幼児から高齢者まで施設両者を考慮した施設内外の環境整備に努める。
- ・各事業では、全戸にチラシを配布したり、町回覧のチラシを配布し、西黒田地区住民へ周知をはかる。また、定期的に広報紙を発行する。
- ・事業の精選と事業内容の工夫を進め、自主的に参加しやすい事業を開催する。
- ・年間で事業への参加人数1300人を以上をめざす。

【達成目標】

西黒田まちづくりセンター

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和7年度	800	10,000	件数:直近2年（R4.5）の平均×0.7 (利用料金値上げの影響) 100件ずつ回復 R10は料金改定 利用者数:直近2年（R4.5）の平均×0.8 件数増に伴い1,000人ずつ増
令和8年度	900	12,000	
令和9年度	1,000	13,000	
令和10年度	1,000	13,000	
令和11年度	1,100	14,000	

本庄山村広場

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和7年度	80	1,400	夏季8月、冬季12～2月は利用減 件数:月10件×8ヶ月=80件 利用者数:直近2年（R4.5）の平均
令和8年度	80	1,400	
令和9年度	80	1,400	
令和10年度	80	1,400	
令和11年度	80	1,400	

(2) まちづくりに関係する地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

- ・西黒田ふるさと振興会議の構成団体の中に、地域の住民団体や関係機関およびボランティア団体が所属しているため、事業や活動内容の共有があり、協力して取り組むことができる。
- ・各団体の代表は、西黒田ふるさと振興会議の役員に就任していただいている。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

- ・広報紙「西黒田ふれあいだより」を定期的に発行する。
- ・イベントごとに事前にチラシを配布し、周知をはかる。
- ・ホームページやフェイスブック、インスタグラムを活用する。
- ・報道機関に情報を提供する。
- ・掲示板や壁面、オープンスペースにサークル等の作品を展示し、施設利用者に紹介する。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

- ・各種団体やサークルなど施設利用者の声をアンケートで聞き取り、利用促進に取り組む。
- ・事業参加者へのアンケートや事業協力者との会話の中からニーズの把握に努める。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

- ・利用者からの苦情や要望については、職員が内容を共有し、速やかに原因の解消に努める。
- ・内容によっては必要に応じ、市当局と速やかに協議し対応する。
- ・状況によっては、西黒田ふるさと振興会議の役員と協議し対応する。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

- ・定期的に広報紙を発行し、行事や事業やサークルの活動等の情報を発信する。
- ・ホームページやフェイスブックに活動の様子を紹介したり、イベントの案内を提示していく。
- ・施設内外の環境美化と安全対策を継続して行う。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

特にまちづくり推進事業の提案については、3つ以上の事業提案を求めます（A4版・任意様式）。

事業内容	参加予定人数	実施体制
4月 交通安全祈願祭	80名	西黒田を守る会 連合自治会長会
6月 防災出前講座	50名	安全環境部会 振興会議理事会
7月 金太郎相撲大会	50名	体育文化部会 実行委員会
8月 夏祭り＆盆踊り大会	250名	体育文化部会 青少年健全育成会部会 実行委員会
8月 平和祈念祭	50名	連合自治会長会
9月 人権のつどい	70名	人権学習協議会 連合自治会長会
10月 西黒田金太郎フェス	300名	振興会議理事会 実行委員会
11月 西黒田ふれあい文化祭	300名	振興会議理事会 実行委員会
11月 学校と地域をつなぐ情報交換会	50名	青少年健全育成会部会
3月 南ふれあいサロン	80名	地区社会福祉協議会部会

1280

その他のふるさと振興会議事業

- 5月 クリーン大作戦 安全環境部会
- 7月 忠魂碑周辺清掃など 安全環境部会
- 10月 里山整備活動 体育文化部会
- 11月 のろし駅伝 体育文化部会
- 12月 施設の清掃奉仕活動 振興会議理事会
- 12月 歳末慰問 地区社会福祉協議会部会

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第1号及び第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

なお、必須的生涯学習推進事業である以下の①～③については必ずテーマごとに1つ以上の事業を提示すること。

①人権

- ・西黒田まちづくりセンターにおいて「人権のつどい」を開催する。

年1回 70人

- ・各自治会において、「人権学習会」を開催する。各町の自治会長と人権推進員が中心となり、行政推進員の協力をえて、計画し実施する。

11町 年1回 合計300人

②青少年健全育成

- ・わんぱく学習塾を夏季休業中に開催する。全5回 のべ150人
- ・愛のパトロールを実施する。（地蔵盆開催日）年1回 4人
- ・学校と地域をつなぐ情報交換会を開催する。年1回 50人

③家庭教育

- ・更生保護女性会講演会を開催する。年1回 40人

④その他生涯学習推進事業

- ・転倒予防教室 年24回 のべ400人
- ・子ども学び座 全3回
- ・歴史講演会・金太郎講演会・文化芸術公演 年1回 70人
- ・レディース講座 全3回 30人
- ・男の料理教室 全3回 30人

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

- ・西黒田地区は、数年後環境が大きく変化することが予想されます。県道大野木志賀谷長浜線の拡幅改修事業・神田スマートインターチェンジの開設、それに伴う開発などがあり、地域住民としては、地域が発展し活性化することに大きな期待を寄せている。
- ・現在西黒田ふるさと振興会議では、神田地区・六莊地区とともに、南長浜地域まちづくりを推進する会に参画し、さらに行行政主導の南長浜地域まちづくり共創会議と連携している。
- ・西黒田ふるさと振興会議では、地域の開発を見守りながら、地域住民のニーズを聞き取り、それぞれの開発事業に反映させたいと考えている。また、県や市と連携しながら、事業の進捗状況を地区住民に情報発信していきたいと考えている。
- ・西黒田地区は、農村地域でありながら近年休耕地が増えている状況である。そこで、休耕地を活用し、自主事業のひとつとして金太郎農園を継続的に取り組みたい。
- ・農業振興の観点から、長浜農業高校との連携やマルシェへの地域住民の参加を呼びかけたい。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

8 施設の管理運営等【審査基準：条例第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

- ・電力消費を軽減するために、部屋ごとに設定温度（暖房23度　冷房26度）を明示し、施設利用者に節電を呼びかける。
- ・施設周辺の外灯は、通常電源を遮断し、夜間に事業があるときのみ点灯する。
- ・古紙利用やコピー用紙の裏面活用を実施する。
- ・各種団体やサークル等の施設利用後は、職員が消灯やエアコンの確認をする。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

西黒田まちづくりセンター

区分	単位	使用料（税込）	利用料金(案)
ホール	1時間	410円	
会議室（全面）	1時間	200円	
会議室（半面）	1時間	100円	
研修室	1時間	100円	
和室	1時間	100円	
調理室	1時間	300円	
工作室	1時間	100円	

(利用料金の設定根拠)

- ・長浜市市民まちづくり条例第11条に準じる。
- ・市当局において、適切に設定されている。

本庄山村広場

区分		単位	使用料 (税込)	利用料金(案)
入場料又はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円	
	長浜市内の保育園、幼稚園、小学校又は中学校が乳幼児、児童又は生徒を対象に使用する場合	1時間	100円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	1時間	100円	

	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	400円	
	入場料等を徴収する場合	1時間	400円	
	長浜市、長浜市の行政委員会及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	1時間	100円	

(利用料金の設定根拠)

- ・長浜市市民まちづくり条例第11条に準じる。
- ・市当局において、適切に設定されている。

(3) 休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

- ・長浜市市民まちづくりセンター条例および長浜市山村広場条例に従い、記載事項を遵守する。

(4) 維持管理業務仕様一覧の内容をふまえ、維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の具体的な内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について、標準的な年間作業計画を提示してください（A4版・任意様式）。なお、そのなかでは仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

1 建築物の保守管理

- ・外観点検 1回/月
- ・落書き点検 1回/週
- ・防火対象物定期点検 1回/年
- ・建築物の定期点検 1回/3年

2 建築設備等の保守管理

- ・消防設備保守点検 2回/年
- ・電灯設備点検 隨時
- ・建築設備の定期点検 1回/年

3 遊具の保守管理

- ・遊具の点検 1回/月 専門業者による点検 1回/年
- ・遊具周辺の維持管理 隨時
- ・遊具周辺の清掃 隨時

4 備品等の保守管理

- ・備品の保守管理 備品台帳管理 隨時
- ・ピアノの保守管理 隨時 メンテナンス 1回/年
- ・消耗品の管理 隨時

5 植栽の管理

- ・樹木、植え込みの剪定作業 1回/年
- ・除草作業 隨時
- ・その他の植栽の維持管理 隨時

6 公用車の管理

- ・定期点検 1回/月
- ・日常点検 1回/日

7 清掃業務

- ・施設内の定期清掃 1回/週 ガラス磨き上げ 2回/年
- ・トイレ清掃 1回/日
- ・玄関の清掃 1回/日
- ・事務所受付のガラス清掃 隨時
- ・ホール清掃 隨時 ホール床面のワックスがけ 1回/年
- ・施設周辺、駐車場、グラウンドの清掃 隨時
- ・本庄山村広場の清掃 トイレの清掃 1回/週 除草 3回/年
- ・その他施設内外の清掃 隨時

8 除雪業務

- ・施設玄関周辺、駐車場等の除雪 10cm以上の降雪時 隨時

9 保安警備業務

- ・保安警備業務 通年
- ・機械警備 通年

10 駐車場管理業務

- ・駐車場の安全確保 隨時
- ・迷惑駐車対策 隨時

11 今後の修繕計画

- ・グラウンド ブランコ周辺の防護柵の設置
- ・ホール、ホワイエの壁面修繕
- ・研修室 床面の張替
- ・工作室 入口ドアの修繕
- ・玄関自動ドアの修繕
- ・和室 疋の入れ替え

(5) 安全・安心への配慮について提示してください。

- ・毎月当初に全職員による安全点検を実施する。不備な点は速やかに対処する。
- ・施設点検や消防点検は、確実に履行する。
- ・定期的に消防訓練を実施する。
- ・不審者対応訓練や災害時の対応訓練を設定する。
- ・防犯対策として、センター敷地入口と本館玄関で人感センサーを作動させる。

(6) 必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体において、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果について提案してください。

- ・防火管理者講習甲種修了者1名を配置する。
- ・現所長は、令和5年に講習を修了しているので、防火管理者に選任している。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

9 その他【審査基準：条例第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組について、具体的に提示してください。

- ・取得した個人情報は、原則公開したり施設外へ持ち出すことを禁止する。
- ・個人情報を破棄する場合は、シュレッダーで処理する。
- ・業務上やむを得ず第三者に個人情報を提供する場合は、本人や保護者の同意をえる。
- ・ウィルス対策ソフトを活用して、個人情報の流出を防止する。
- ・個人情報の入った電子媒体の持ち出しを禁止する。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

- ・施設内にはごみ箱を設置せず、施設利用者にごみの持ち帰りを周知する。
- ・敷地内は、全面禁煙とする。
- ・職員が出勤後に施設内外の清掃を行う。
- ・敷地内の除草を随時実施する。
- ・ペットボトルキャップの回収活動をする。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制、予防対策について、具体的に提示してください。

- ・消防計画、危機管理マニュアルの作成と各種訓練を実施する。
- ・年度当初に緊急連絡網を作成し、全職員に周知する。
- ・西黒田防災会の設立にむけて、諸課題に取り組む。
- ・避難所としての緊急対応の訓練を実施する。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

10 自由提案【審査基準：条例第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について、自由に記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

- ・西黒田地区は、数年後環境が大きく変化することが予想される。県道大野木志賀谷長浜線の拡幅改修事業・神田スマートインターチェンジの開設、それに伴う開発などがあり、地域住民としては、地域が発展し活性化することに大きな期待を寄せている。
- ・現在西黒田ふるさと振興会議では、神田地区・六荘地区とともに、南長浜地域まちづくりを推進する会に参画し、さらに行政主導の南長浜地域まちづくり共創会議と連携している。
- ・西黒田ふるさと振興会議では、地域の開発を見守りながら、地域住民のニーズを聞き取り、それぞれの開発事業に反映させたいと考えている。また、県や市と連携しながら、事業の進捗状況を地区住民に情報発信していきたいと考えている。

(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

- ・西黒田地区は、農村地域でありながら近年休耕地が増えている状況である。そこで、休耕地を活用し、自主事業のひとつとして金太郎農園を継続的に取り組みたい。
- ・農業振興の観点から、長浜農業高校との連携やマルシェへの地域住民の参加を呼びかけたい。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入
(単位：千円)

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
指定管理料	14,672	14,672	14,672	14,672	14,672	73,360
利用料金収入	690	740	790	840	890	3,950
その他の収入	280	280	280	280	280	1,400
小計（指定管理業務）	15,642	15,692	15,742	15,792	15,842	78,710
自主事業収入	0	0	0	0	0	0
合計	15,642	15,692	15,742	15,792	15,842	78,710

2 支出

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
人件費	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	56,120
維持管理費	3,987	3,790	3,791	3,845	3,797	19,210
修繕費	300	300	450	300	450	1,800
その他の支出	131	378	277	423	371	1,580
小計（指定管理業務）	15,642	15,692	15,742	15,792	15,842	78,710
自主事業費	0	0	0	0	0	0
合計	15,642	15,692	15,742	15,792	15,842	78,710

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	14,672	
利用料金収入	690	まちづくりセンター:650、山村広場:40
その他	その他	印刷利用料
	...	事務局運営費
	計	
小計（指定管理業務）	15,642	
自主事業収入	0	
合計	15,642	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,224	職員4名、夜間2名
維持管理費	消耗品費	新聞代、事務用品等
	燃料費	公用車1台分
	光熱水費	電気、ガス、上水、下水
	通信運搬費	電話、ネット、ホームページ
	手数料	ピアノの調律
	保険料	公民館総合補償、公用車任意保険
	委託料	建築点検、消防点検、遊具点検、警備料など
	使用料・賃借料	コピー機リース料、NHK受信料
	備品購入費	ノートPC1台
	負担金	職員健康診断
修繕費	公課金	消費税、法人税
	計	3,987
修繕費	300	
その他	その他	修繕積立金:110、予備費:21
	...	
	計	131
小計（指定管理業務）	15,642	
自主事業費	0	
合計	15,642	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	14, 672	
利用料金収入	740	まちづくりセンター:700、山村広場:40
その他	130	印刷利用料
	150	事務局運営費
	280	
小計（指定管理業務）	15, 692	
自主事業収入	0	
合計	15, 692	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11, 224	職員4名、夜間2名
維持管理費	300	新聞代、事務用品等
	100	公用車1台分
	1, 300	電気、ガス、上水、下水
	150	電話、ネット、ホームページ
	10	ピアノの調律
	140	公民館総合補償、公用車任意保険
	410	建築点検、消防点検、遊具点検、警備料など
	400	コピー機リース料、NHK受信料
	150	
	40	職員健康診断
公課金	790	消費税、法人税
計	3, 790	
修繕費	300	
その他	378	修繕積立金:360、予備費:18
	378	
小計（指定管理業務）	15, 692	
自主事業費	0	
合計	15, 692	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）	
-----	----------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	14, 672	
利用料金収入	790	まちづくりセンター:750、山村広場:40
その他	その他	印刷利用料
	・・・	事務局運営費
	計	280
小計（指定管理業務）	15, 742	
自主事業収入	0	
合計	15, 742	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11, 224	職員4名、夜間2名
維持管理費	消耗品費	300 新聞代、事務用品等
	燃料費	100 公用車1台分
	光熱水費	1, 300 電気、ガス、上水、下水
	通信運搬費	150 電話、ネット、ホームページ
	手数料	10 ピアノの調律
	保険料	140 公民館総合補償、公用車任意保険
	委託料	410 建築点検、消防点検、遊具点検、警備料など
	使用料・賃借料	400 コピー機リース料、NHK受信料
	備品購入費	150
	負担金	40 職員健康診断
公課金	791 消費税、法人税	
計	3, 791	
修繕費	450 修繕費:300、車検:150	
その他	その他	277 修繕積立金:260、予備費:17
	・・・	
	計	277
小計（指定管理業務）	15, 742	
自主事業費	0	
合計	15, 742	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）	
-----	------------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	14, 672	
利用料金収入	840	まちづくりセンター:800、山村広場:40
その他	その他	印刷利用料
	・・・	事務局運営費
	計	
小計（指定管理業務）	15, 792	
自主事業収入	0	
合計	15, 792	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11, 224	職員4名、夜間2名
維持管理費	消耗品費	300 新聞代、事務用品等
	燃料費	100 公用車1台分
	光熱水費	1, 300 電気、ガス、上水、下水
	通信運搬費	150 電話、ネット、ホームページ
	手数料	10 ピアノの調律
	保険料	140 公民館総合補償、公用車任意保険
	委託料	460 建築点検、消防点検、遊具点検、警備料など
	使用料・賃借料	400 コピー機リース料、NHK受信料
	備品購入費	150
	負担金	40 職員健康診断
修繕費	公課金	795 消費税、法人税
	計	3, 845
	修繕費	300
その他	その他	423 修繕積立金:400、予備費:23
	・・・	
	計	423
小計（指定管理業務）	15, 792	
自主事業費	0	
合計	15, 792	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）
-----	------------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	14,672	
利用料金収入	890	まちづくりセンター：850、山村広場：40
その他	130	印刷利用料
	150	事務局運営費
	280	
小計（指定管理業務）	15,842	
自主事業収入	0	
合計	15,842	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,224	職員4名、夜間2名
維持管理費	消耗品費	300 新聞代、事務用品等
	燃料費	100 公用車1台分
	光熱水費	1,300 電気、ガス、上水、下水
	通信運搬費	150 電話、ネット、ホームページ
	手数料	10 ピアノの調律
	保険料	140 公民館総合補償、公用車任意保険
	委託料	410 建築点検、消防点検、遊具点検、警備料など
	使用料・賃借料	400 コピー機リース料、NHK受信料
	備品購入費	150
	負担金	40 職員健康診断
公課金	797 消費税、法人税	
計	3,797	
修繕費	450 修繕：300、車検：150	
その他	その他	371 修繕積立金：350、予備費：21
	...	
	計	371
小計（指定管理業務）	15,842	
自主事業費	0	
合計	15,842	

注 事業年度ごとに記入してください。